

その他 情報提供1

- 避難の理解力向上キャンペーン(内閣府)
- 防災教育ポータルのリニューアル(国土交通省)
- 防災教育動画のリリース(国土交通省)
- 台風・豪雨時に備えた住民向けのeラーニングを公開(国土交通省)
- 洪水ハザードマップの作成や周知・利活用 of 取組促進(国土交通省)
- 国土地理院が災害時に提供する地理空間情報等(国土交通省)
- 新型コロナウイルス感染症対応に関する通知(内閣府)

避難の理解力向上キャンペーン(内閣府)

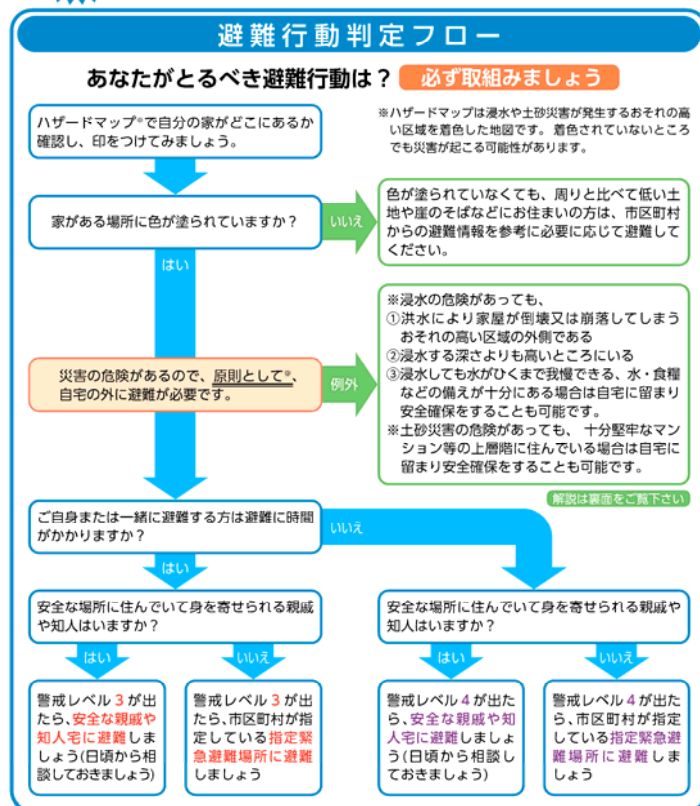
- 避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体から展開します。
- 住民等が参加する防災イベントや小・中学校の講座などで活用をお願いします。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

参考資料 2

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け



！ 警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう

！ 「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

！ 避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住いの市区町村にお問い合わせください。
(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusai/typhoonworking/index.html>

避難の理解力向上キャンペーン(内閣府)

参考資料 3

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

!.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

危険な場所から警戒レベル3で(高齢者などは避難)、警戒レベル4で(全員避難※1)です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出ておまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。
- ※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布 検索



紫：崖・渓流の近くは危険 紫：低地は危険 紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう
気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に
早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル 発信者：市区町村等 内容：避難情報		名称：警戒レベル相当情報 発信者：気象庁や都道府県等 内容：河川水位や雨の情報	
警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(山)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5 氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))	4 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3 氾濫警戒情報 大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2 氾濫注意情報
1	最新情報に注意	早期注意情報	1

※「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusugai/typhoonworking/index.html>

防災教育ポータルのリニューアル(国土交通省)

国土交通省の「防災教育ポータル」がリニューアルされました。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

 国土交通省

防災教育ポータル

最新の取組
! トピックス

学年別・分野別の事例
教材集

授業の参考資料
伝わりやすい写真やイラスト
素材

これから始める際の進め方
手引き

防災教育コラム

防災教育に取り組んでおられる
様々な方面の方によるコラムを
リレー形式で連載していきます。

第1回
**防災教育ポータルに
期待すること**



日本体育大学大学院研究科長 角屋重樹

新着情報

令和2年5月20日
「教員のための防災教育ブックレット」が公開されました（令和2年5月）手引きのコーナーにも追加しました！

令和2年5月18日
小学生向け動画「小学5年生 流れる水の働きと土地の変化」を公開しました！トピックスをご覧ください。

令和2年4月23日
小学生向け「避難行動判定フロー」が公開されました。

令和2年4月13日

「防災教育ポータル」とは

学校で授業を行う先生方をはじめ、皆様に防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・コンテンツとして、国土交通省の最新の取組内容や授業で利用できる教材例・防災教育の事例などを紹介しています。

- ・ [防災教育に関する各地の事例（随時追加していきます）](#)
- ・ [防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について（課長通知）](#)
- ・ [国土交通省の防災教育の支援に関する問い合わせ窓口](#)

防災教育動画のリリース(国土交通省)

- 小学生向け動画「小学5年理科 流れる水の働きと土地の変化」が令和2年5月18日に公開されました。

小学生向け動画 「小学校5年理科 流れる水の働きと土地の変化」(令和2年5月18日)

洪水が起こったときに、ただ避難するだけではなく、川の特徴をとらえたうえで、予測、判断、行動につなげることをねらいとした動画です。新学習指導要領の5年理科の内容に即しながら、4年・6年の内容とも関連しています。(約8分)



台風・豪雨時に備えた住民向けのeラーニングを公開(国土交通省)

- 令和2年5月28日に気象庁が台風・豪雨時に備えた住民向けのeラーニングを公開しました。
- 小学校高学年以上の方に受講いただくことを想定した内容となっています。

国土交通省 気象庁
eラーニングで楽しく学ぶ
「自らの命を自らが守る」



外は大雨...
自宅の近くの川の水位は今にも溢れそうです。
自分の命、そして大切な人の命を守るため、
あなたは的確に避難できますか？



的確に避難するために必要なこと

「自らの命は自らが守る」

という意識を持つこと
では、具体的にどうすればよいのか？
さっそく、学んでゆきましょう。

「大雨のときにどう逃げる？」

講師 荒二先生 教授
兵庫県立大学 助任教授(大学院防災復興政策研究科)
防災学習アドバイザー・コーディネーター

eラーニング教材は「避難の理解力向上キャンペーン(内閣府)」を契機に作成しています。
[eラーニング教材「大雨のときにどう逃げる？」について](#)

「避難」を理解するための5つのステップ

STEP 01 | 避難を行うためのポイントを理解しよう

STEP 02 | あなたの家の災害リスクを知ろう

STEP 03 | 大雨の時の避難先

STEP 04 | 避難にかかる時間を考えよう

STEP 05 | あなたの避難のタイミングを考えよう



**自宅の災害リスクがわかる！
いつ、どこへ避難するべきかわかる！**

教材01～05までを順番に受講することで「避難」を理解するための5つのステップを効果的に学ぶことができます。

[「避難」に詳しい自分](#)

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進(国土交通省)

- 洪水ハザードマップを早期に作成し公表できるよう支援します。

水害ハザードマップ作成の手引き

～効果果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定(平成28年4月) 背景と改訂のポイント

背景

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見ていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において**「早期の立ち退き避難が必要な区域」を検討し、これを水害ハザードマップに明示**するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた**「住民目線」の水害ハザードマップ**となるよう、**「災害発生前にしっかり勉強する場面」、「災害時に緊急的に確認する場面」を想定して水害ハザードマップを作成**するよう手引きに記載

「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップのあり方
- 1.2 水害ハザードマップの構成
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての**基本事項**の検討

- 2.1 **地域における水害特性・社会特性の分析**
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立ち退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

第3章 水害ハザードマップの**作成方法**

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲(表示区域)
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

第4章 水害ハザードマップの**公表・活用方法**

- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

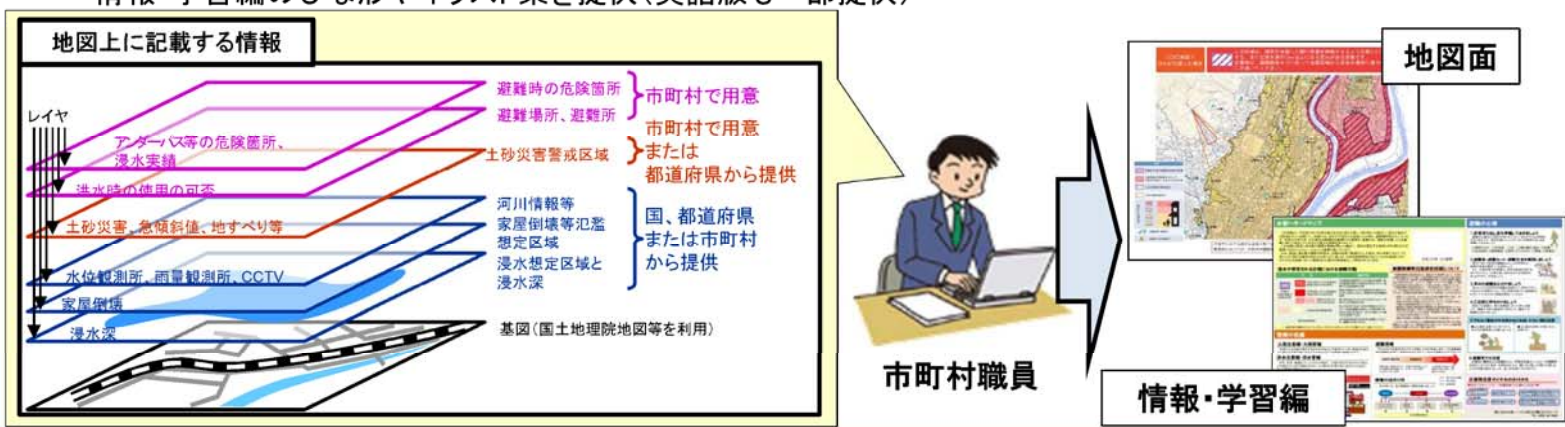
洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進(国土交通省)

水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
 - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

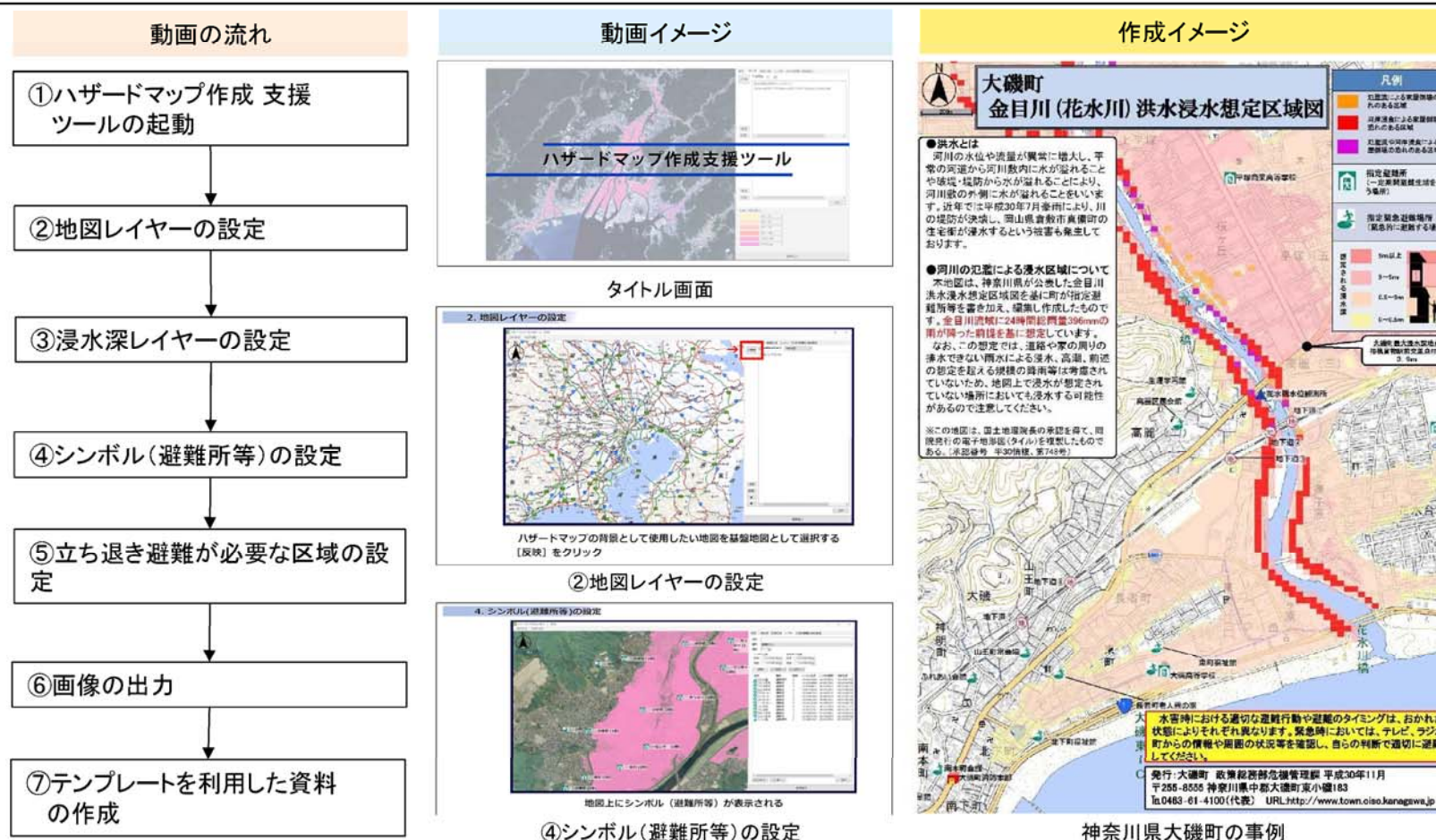
- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進(国土交通省)

水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表 (https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyو_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明

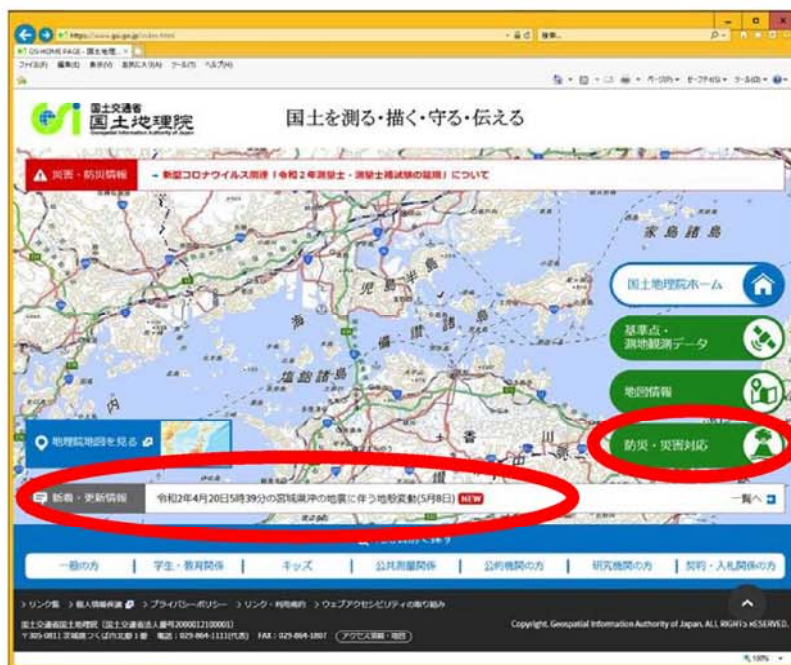


国土地理院が災害時に提供する地理空間情報等(国土交通省)

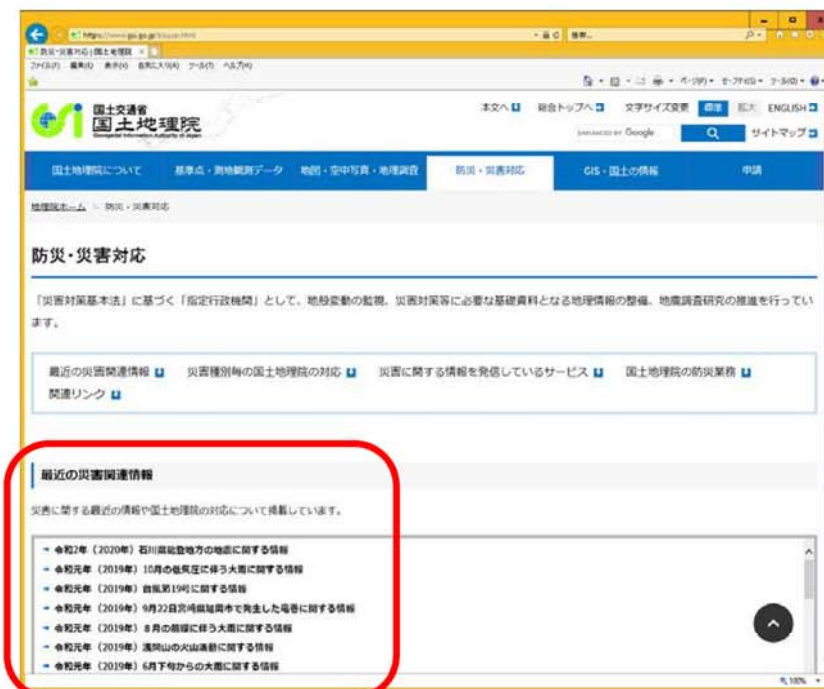
災害時の情報発信

2  国土地理院

災害発生時は、防災・災害対応のページ (<https://www.gsi.go.jp/bousai.htm>) に発生した災害のページを開設し、各種地理空間情報を提供します。
ページ開設時には、国土地理院HEの新着・更新情報でお知らせします。



国土地理院トップページ
<https://www.gsi.go.jp/>



防災・災害対応のページ
<https://www.gsi.go.jp/bousai.htm>

国土地理院が災害時に提供する地理空間情報等(国土交通省)

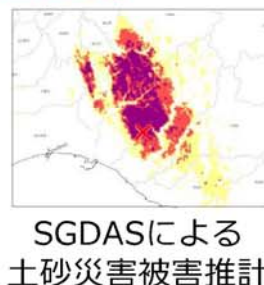
国土地理院の災害対応支援の概要

2  国土地理院

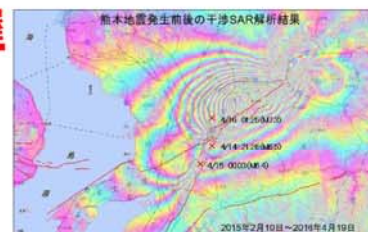
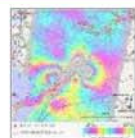
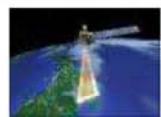
平時から、指定行政機関として測量・地図分野の最新技術を活用し、被災状況の把握、地殻変動の監視を行い、関係機関に情報提供

地殻変動の把握・分析・公開

1. 電子基準点による地殻変動監視等



2. 干渉SARによる把握



被災状況の把握・分析・公開

3. 空中写真の撮影

- ・斜め写真撮影
- ・垂直写真撮影 (速報版・高解像度版)
- ・正射画像作成 (速報版・高解像度版)



※垂直写真 (高解像度版) は災害査定の現況資料として利用可能



UAVによる被災箇所の把握

4. 判読による状況把握

空中写真の判読による浸水推定図、斜面崩壊・堆積分布図等の作成



5. 情報を分かりやすく提供



- ・関係機関へ直接提供 (内容・使用方法の説明が可能)
- ・地理院地図や防災・災害対応ページで情報提供 (関係機関・国民へ)

地方公共団体、現地対策本部等

災害時の対応検討に活用



国土地理院が災害時に提供する地理空間情報等(国土交通省)

防災に役立つ地理院地図

4  国土地理院

地理院地図は、国土地理院の整備する各種地理空間情報（地形図、写真、標高、地形分類、災害情報など）を発信する防災に役立つウェブ地図で、**正確な日本の姿を表す**

地理院地図のポイント

- 1. 最新の道路や鉄道が載っている**
主要な道路や鉄道を供用開始日に地図に反映。
- 2. 防災地理情報が載っている**
災害リスク情報を含む、防災に役立つ多数の地図や写真が見られる。
「自然災害伝承碑」情報が見られる。
指定緊急避難場所を表示できる。
- 3. 昔の写真が見られる**
戦前～高度経済成長期の土地の変遷を見られる。
- 4. どこでも標高がわかる**
洪水・津波等の災害対策に役立つ。
- 5. 3Dでも見られる**
様々な情報を3Dにして見ることができる。



<https://maps.gsi.go.jp/>



最新の道路や鉄道が載っている

主要な道路や鉄道は、**供用開始日**に地図に反映しています

例：2019/03/17
新名神高速道路
(三重県 菰野IC)



2019/03/16

2019/03/17



昔の写真が見られる

戦前～戦後復興期～高度経済成長期～現在に至る土地の変遷を見ることができます

1936年頃の東京駅周辺

2009年の東京駅周辺



東京駅東側に**外濠**が確認できる

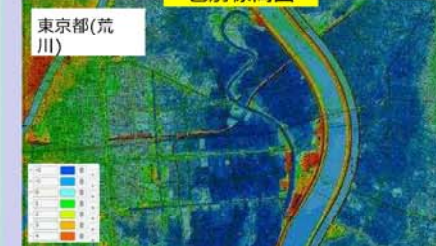
現在は**道路**として利用

どこでも標高がわかる

浸水の危険性を把握

小さな高低差もわかる地図を作ることができ、浸水危険性の把握に活用できます

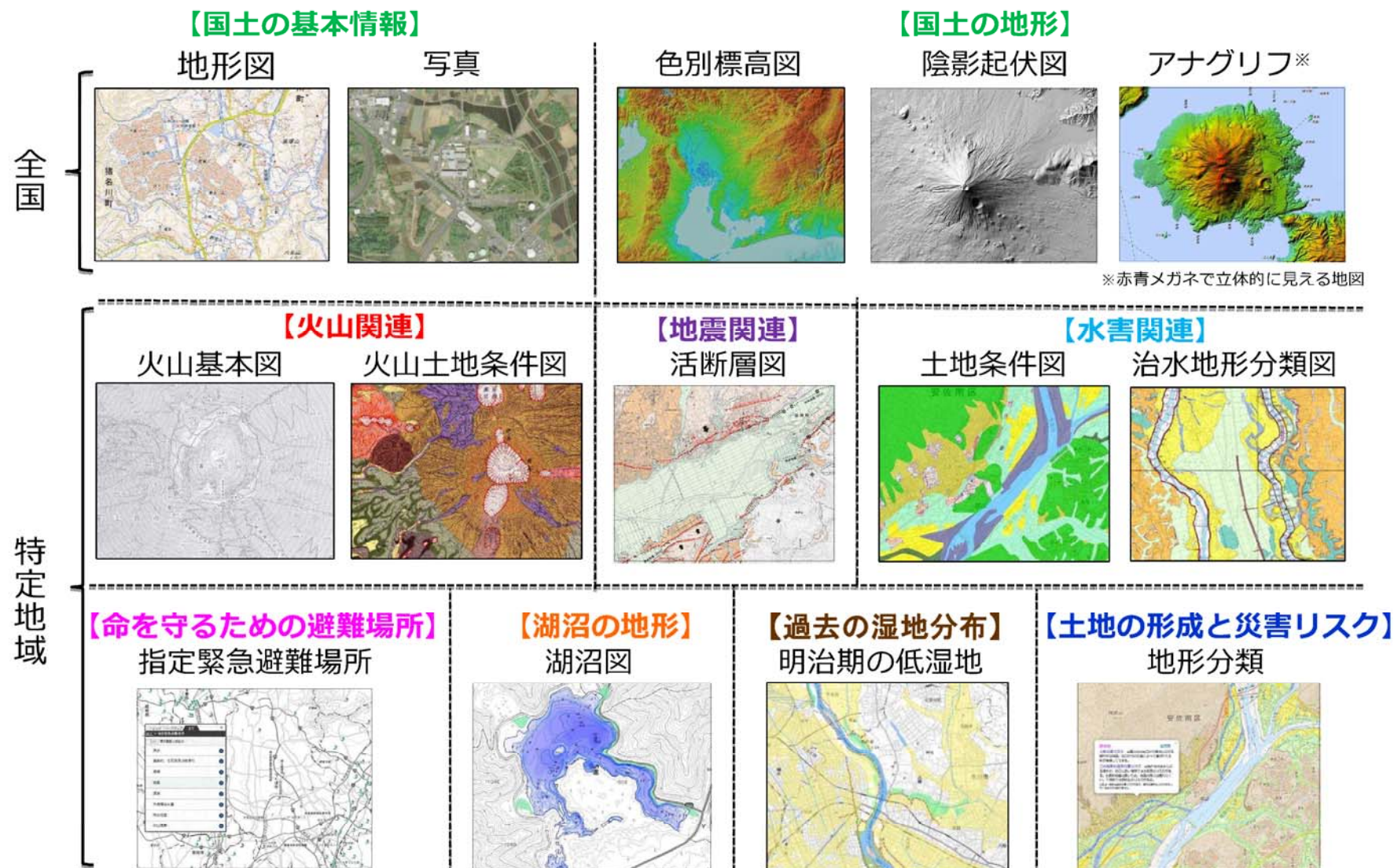
色別標高図



国土地理院が災害時に提供する地理空間情報等(国土交通省)

地理院地図で提供している防災関連データ

5  国土地理院



※赤青メガネで立体的に見える地図

防災に役立つ地理院地図の機能

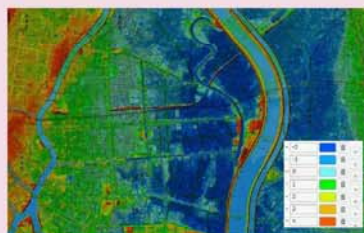
6  国土地理院

災害の「備え」と「災害時の初動」に有効な情報や機能

災害への備え

浸水危険性の把握 ←自分で作る色別標高図

小さな高低差がわかる地図を作ることができ、浸水の危険性の把握に活用できる。



色や標高値を自由に
変更可能

液状化対策の検討 ←明治期の低湿地データ

土地の変遷を見ることができ、液状化対策の必要性の検討に活用できる。



地震で液状化被害が発生



避難経路の確認 ←断面図作成機能

避難経路の高低差を調べることができ、経路として妥当かどうか確認できる。



出発地から100m過ぎ
で標高が10mに達する



出発地から
300m付近
で、勾配
20%程度
の坂道になる

災害時の初動

被災状況を面的に確認 ←空中写真・2画面機能

写真を並べて比較することで、被災状況を確認できる。



新型コロナウイルス感染症対応に関連する通知(内閣府)

- 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について、情報共有します。

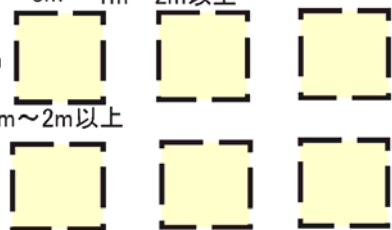
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

R2. 6. 10
第2版

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやtentを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

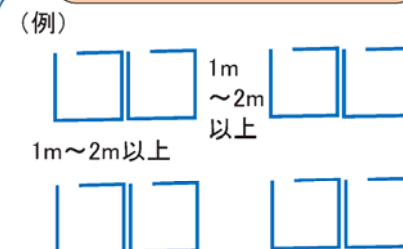
(例) 3m 1m~2m以上
3m
1m~2m以上



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

tentを利用した場合

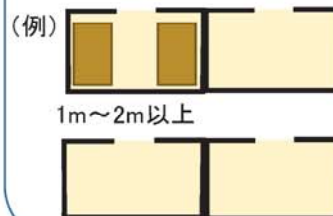


- tentを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

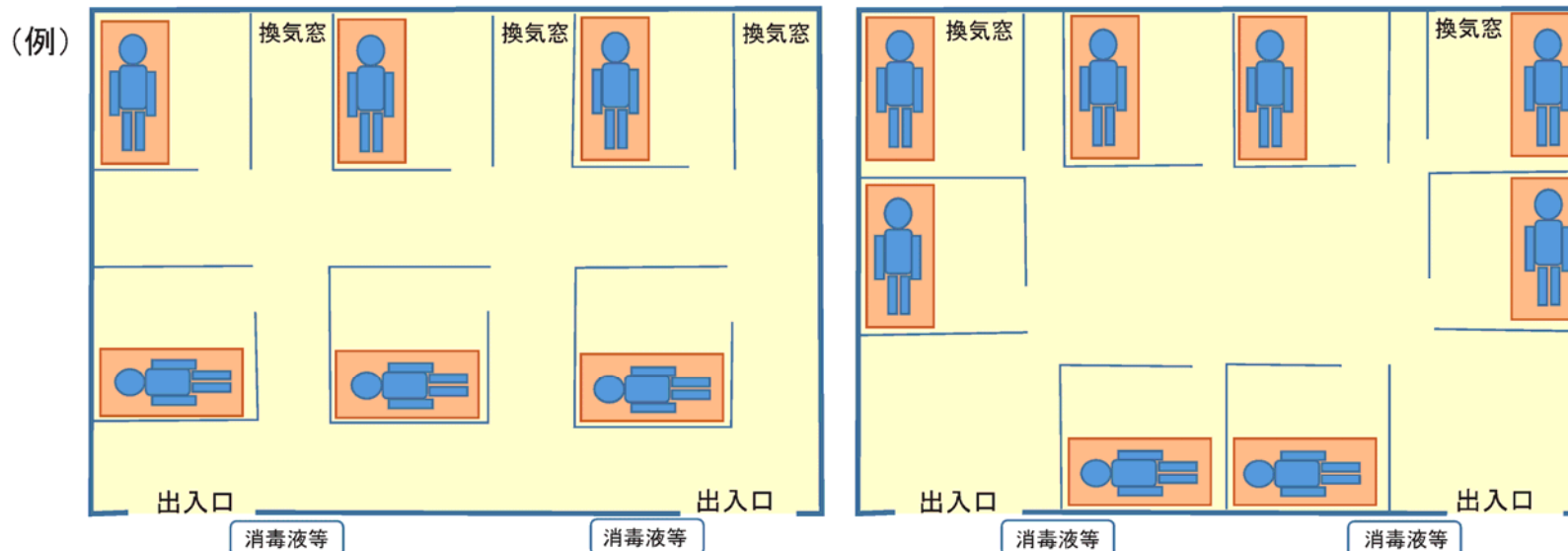
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応に関連する通知(内閣府)

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例: 高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応に関連する通知(内閣府)

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について(令和2年5月21日 各都道府県防災担当主管部(局)長宛)

- 各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようにお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供する。
- さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出しが可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただく。

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について(令和2年5月21日 各省庁官房長宛)

- 各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。
- リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。
- 市町村から貸出しが可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。
- 所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出しが可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。
- なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。

新型コロナウイルス感染症対応に関連する通知(内閣府)

府政防第930号
消防災第86号
令和2年5月21日

各都道府県防災担当主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(避難生活担当)
消防庁国民保護・防災部
防災課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれは、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191(直通)

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、錦野、飯田
TEL 03-5253-7525(直通)

新型コロナウイルス感染症対応に関連する通知(内閣府)

令和2年5月21日
府政防第931号

各省庁官房長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、各都道府県、保健所設置市、特別区宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討するよう助言したところですが、地方公共団体によっては、災害時になお避難所が不足することも考えられ、その際には、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出にご協力をいただきたいと考えています。

貴省庁におかれては、下記のように、所有する施設の貸出にご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

1. 国及び独立行政法人等*が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の検討及び貸出可能な施設のリストの作成等について

各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。

リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。市町村から貸出が可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。

(別添1)

なお、貸出が可能な施設がある場合には、出水期に向けて迅速に調整を進めるため、当該施設を所有する省庁又は所管の独立行政法人等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、貸出が可能と判断された段階で直接その旨をご連絡いただくことが可能であれば、併せてご連絡願います。

※特殊法人、認可法人等を含む

2. 民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。(別添1)

※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添2のご案内事項を配布して下さい。

<連絡先>

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(避難生活担当) 付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191(直通)